

人権相談の取り組みについて

大阪市人権啓発・相談センター

1 事業開始及び場所

平成 22 年 4 月 大阪市人権啓発・相談センター  
大阪市西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 1 階

2 事業の内容

- (1) 平日昼間だけでなく、平日夜間、休日にも相談窓口を開設し、市民からの人権相談に専門相談員が、電話又は面談により対応  
○相談窓口開設時間：平日 9 時～21 時（受付時間は 20 時 30 分まで）  
土日・祝日 9 時～17 時 30 分（受付時間は 17 時まで）
- (2) 区役所等で面談を希望される市民のために、出張による人権相談を実施
- (3) 法的な助言を必要とする相談については、それぞれの人権課題に精通した弁護士に相談できる体制を構築

3 相談実績

- (1) 相談件数
  - ・平成 24 年度 9,594 件（うち 同和問題 162 件；1.7%）
  - ・平成 23 年度 9,992 件（うち 同和問題 101 件；1.0%）
- (2) 課題別相談内容
  - ・障害者、高齢者、生活、近隣、労働、家族、女性、子ども、同和問題 など
- (3) 区役所、他の専門機関との連携
  - ・区役所等と合同でケース検討会議の開催
  - ・ケーススタディなどの研修会開催（毎月 1 回）
  - ・52 の専門相談機関とのネットワークを構築（平成 25 年 8 月現在）

4 相談事業の特色

- (1) 輻輳した課題への対応
- (2) 深刻な人権侵害の予防的役割
- (3) 本人同意を得たうえで専門機関等への同行支援体制を整備し、寄り添い型の相談の実施

5 同和問題に関わる相談事例